第明三治十二五種年郵三便月物三十認一可日

平成２２年（フ）第５４１号
神奈川県秦野市下大槻410番地２―13―502
債務者　青木　幸子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５７３号
神奈川県南足柄市壇下130番地８
債務者　宮崎　光男
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５８０号
神奈川県足柄上郡大井町金子2664番地１オレンジハイツＢ―102
債務者　鈴木さえり
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５８号
京都府船井郡京丹波町中台大沢43番地183、住民票上の住所京都市伏見区納所下野１番地伏見納所団地14棟506号
債務者　**赫**田　忠一
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第５９号
京都府船井郡京丹波町中台大沢43番地183
債務者　**赫**田ちか子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第４２号
新潟県胎内市つつじが丘下315番地277　メゾンレグルス―102号
債務者　中澤　隆一
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第４７号
新潟県阿賀野市緑岡３番地33
債務者　田中　和夫
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１１６号
新潟県新発田市月岡温泉623番地２　コーポ月岡206号、前住所新潟県新発田市佐々木2490番地２
債務者　田村章雄こと　李　　章雄
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１２２号
新潟県新発田市舟入町１丁目２番４号　メープル　ハウス102
債務者　熊倉　達也
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１２５号
新潟市北区すみれ野１丁目５番20号　メンバーズタウンすみれ野105号室、住民票上の住所新潟県新発田市真野原外3402番地１
債務者　笹川　文明
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１２８号
新潟県新発田市大栄町５丁目10番27号
債務者　廣川　キソ
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１２９号
新潟県新発田市上中山甲2272番地２
債務者　廣川　純一
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１３０号
新潟県新発田市上中山甲2272番地２
債務者　廣川美奈子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１３２号
新潟県村上市板貝525番地
債務者　菅原　良子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第８８号
兵庫県加東市吉馬1598番地１
債務者　藤原　鮎美
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第５０号
香川県観音寺市大野原町中姫781番地１
債務者　白川　和枝
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第５４号
香川県三豊市豊中町上高野4098番地２
債務者　仲山　法子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第１８８６号
名古屋市西区押切１丁目７番10号
債務者　山田美保子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部